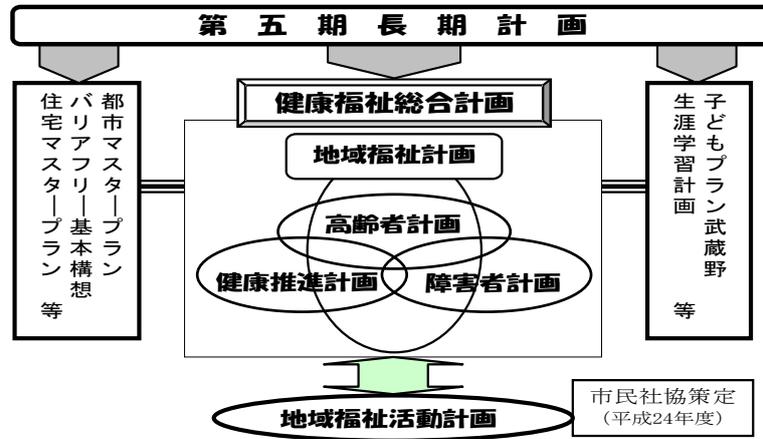


武蔵野市第五期長期計画及び武蔵野市健康福祉総合計画 2012 と見直しの方向性

<計画関係イメージ図>



【武蔵野市第五期長期計画（平成24年度～33年度）】 <健康・福祉>分野（28頁・78頁）

基本施策	施策	実行計画事業・展望計画事業
誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進	権利擁護事業・成年後見制度の利用促進と現状を踏まえた事業の見直し	・権利擁護事業・成年後見制度の利用促進 ・福祉資金貸付制度の見直し

【武蔵野市健康福祉総合計画（平成24年度～29年度）】 <健康福祉総合計画体系図>（13頁）

基本施策(第五期長期計画)	健康福祉総合計画施策
誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進	権利擁護事業・成年後見制度の利用促進と現状を踏まえた事業の見直し

個別計画	事業	内容
地域福祉 (32頁)	権利擁護事業・成年後見制度の利用の促進	・権利擁護事業及び成年後見制度の利用支援を行う福祉公社の広報を積極的に行う。 ・高齢者だけでなく、障害のある人などの権利擁護体制をさらに推進するため、権利擁護に関する関係機関との調整機能を持つ福祉公社の権利擁護事業を充実する。
高齢者 (87頁)	〃	・市民のためのおいじたく講座・相談会の開催やリーフレットの作成などにより、権利擁護事業・成年後見制度の普及・啓発を行うとともに、市民後見人の育成に努める。
	福祉資金貸付制度の見直し	・有識者による「福祉資金貸付制度見直し検討委員会（仮称）」を設置し、社会情勢に対応した制度のあり方を検討する。
障害者 (139頁)	権利擁護事業・成年後見制度の利用促進	・当事者やその家族などに向けて制度についての普及・啓発を図るとともに、必要な方については福祉公社と連携しながら事業へつないでいく。

【市の見直しの方向性】

- ・ 特定の会員にのみ税金を投入して手厚いサービスを提供するのではなく、ケアマネジャーや介護事業者、民生委員や地域住民など様々な地域資源と連携し、障がい者への拡充を含め、市民全体に対する福祉サービスの底上げを目指す。
- ・ 公社は在宅介護支援センター・地域包括支援センターやケアマネジャー、サービス提供事業者等と役割分担をしたうえで、これまでのノウハウや強みを生かし、セーフティネット機能として権利擁護など代替が難しいサービスを担う。
- ・ 財務状況の改善は自主・自立で実施する。